

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、性別に関係なくすべての社員が活躍できる雇用環境を整備し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 8 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

＜女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供＞

目標 1：採用者に占める女性の割合を 40%以上とする。（前行動計画期間実績：35.2%）

＜対策＞

実施期間 令和 8 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日：

- 勤務地や転勤に関するポリシーの見直しや環境整備を通じて、勤務地やキャリアに関する選択肢の拡充を図る。
- 就職活動を行う候補者に対して、出産や育児を経験した女性社員との交流機会の提供や情報発信を行う。
- 採用責任者に対する研修を年 1 回以上実施する。

＜職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備＞

目標 2：男性の育児休業取得者において育児休業取得期間が 28 日以上の子員の割合を 80%以上にする。（前行動計画期間実績：76.4%）

＜対策＞

実施期間 令和 8 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日：

- 社員ネットワーク活動を支援することを通じて、育児休業経験者の体験談や助言などの情報を発信する。
- 従業員支援プログラムの紹介や利用推進の啓発を行い、育児休業に対する不安や悩みに関するカウンセリング機会を提供する。
- 育児休業に関する制度周知や利用意向の確認を上司が直接行い、制度利用に関する上司部下間コミュニケーションを促す。

以上